

景観計画改訂（素案）について <補足>

◇景観形成区域の追加及び区域種別変更について

① 金沢駅周辺（旧 JR 体育館および JR 宿舎敷地）

- ・「景観形成区域」の「近代的都市景観創出区域」に追加指定（景観形成区域外からの編入）
- ・金沢駅西地区と一体となった魅力ある商業・業務地区として、賑わいが感じられる金沢の玄関口にふさわしい近代的で洗練された街並み景観の形成を図る区域

【期待される効果】

- ・建築等行為の届出対象範囲が広がり（大規模建築物等 → 建築物・工作物すべて）、また、低層建築物・中高層建築物別の基準を運用し、良好な景観形成をより一層推進できる。
- ・例えば、建築物の形態意匠・色彩として、「茶・ベージュ・グレー系」の採用を指導できる。

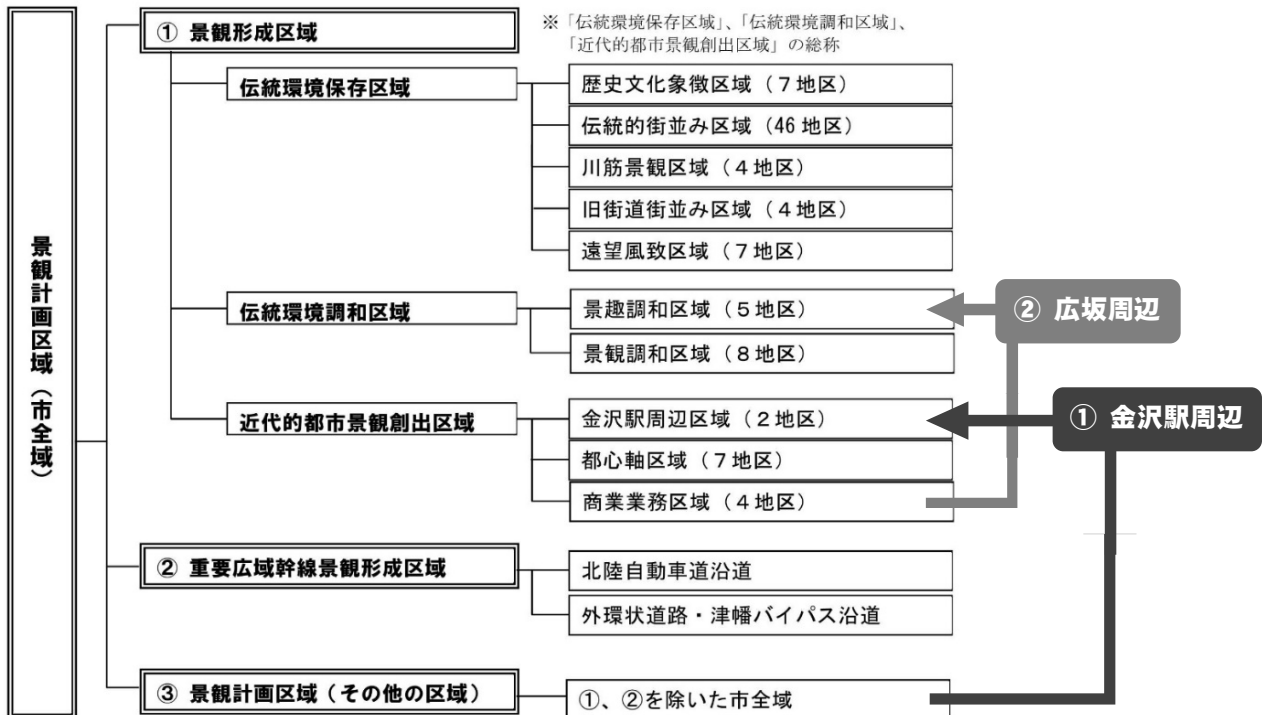
② 広坂周辺（広坂地区まちづくり協定区域の一部）

- ・「近代的都市景観創出区域」から「伝統環境調和区域」に変更（景観形成区域内の種別変更）
- ・金沢城公園、兼六園に近接した地区として、歴史的な趣きを感じられ、また、広坂通りに面した商業地区として、賑わいが感じられる魅力的な街並み景観の保全・形成を図る区域

【期待される効果】

- ・建築等を行う際、落ち着いた街並みの形成を求める基準を運用できる。
- ・例えば、建築物の形態意匠・色彩として、伝統的な街並みと調和する落ち着いた趣きを感じられる「茶・ベージュ・グレー系」や素材（石張り等）の採用等について指導できる。

※詳細については、「金沢市景観計画」第2章を参照して下さい。（市HPより閲覧可能）



- ・伝統環境保存区域 …… 伝統環境を保存育成する区域
- ・伝統環境調和区域 …… 伝統環境保存区域に隣接し、伝統環境との調和のとれた景観を形成する区域
- ・近代的都市景観創出区域 …… 伝統環境との調和を保ちながら、近代的都市機能と一体をなして形成される景観を創出する区域